

松尾寺木造弘法大師坐像について

— (資料紹介) 香川県在銘彫刻 1 —

松尾寺木造弘法大師坐像について

—(資料紹介) 香川県在銘彫刻 1—

三好 賢子

琴平町榎井にある真言宗松尾寺は、明治の神仏分離の際、象頭山金毘羅大権現の別当寺であった金光院や塔頭が廃し、僧侶が還俗するなかで、金光院歴代住職の尊牌を託された普門院が、境内の外に移ってその寺号を冠して存続するものである。こうした事情により、現在当寺に安置されている諸仏は、金毘羅大権現はじめ、もとは山内の諸堂宇に奉安されていたと考えられるものが多い。

香川県立ミュージアムでは、平成十九年度に松尾寺より本堂安置の諸彫刻像を中心とした什物調査の依頼を受け、調査を実施した^①。彫刻調査は、本尊の釈迦三尊像をはじめ三十三観音像など二十件についておこなったが、うち木造弘法大師坐像(以下、本像とする)については像内に造立銘記が確認され、大願主は行慶、宗円なる二人の僧であり、文保三年(一三二九)正月、大仏師法眼定祐と小仏師兵部公定弁によって造像が開始されたものであることが判明した。

空海の彫像作例は、四国内においては、正和四年(一三二五)三位法橋行継作の愛媛仏木寺像が最古例として^②、また嘉暦二年(一三三二)大仏師法眼定審作の真言八祖像のレリーフ像であるが、高知県金剛頂寺像がすでに知られている。しかし、香川においては空海出生の地でありながら、その肖像について確かな作例が乏しかったといっても過言ではない^③。本像は空海生地である讃岐において中世に遡る作例として、また当地の大師信仰のひろがりを考えていく上で大変意義深いものといえる。現段

階においては在銘像としてはもちろん県内最古であり、表面を近世の彩色で覆われ、当初の風貌からやや遠のいている感があるものの、とくにまなざしが穏やかで、他に類例のない温和な親しみやすい顔立ちも注目される。

当館では、調査後すぐに本像の調査成果について記者発表したところ^④、四国新聞はじめ県内の各新聞紙面やテレビ放送局などが取り上げる結果となった。さらに平成二十一年三月には文化財としての価値が認められ、香川県指定有形文化財の指定を受けた次第である。そこで本稿では、本像の調査概要を改めて報告し、県内における貴重な在銘彫刻像の作例として、若干の考察を加えつつ紹介しようとするものである^⑤。

一 弘法大師坐像の概要(図版21～25)

調査では、構成品質などの確認とともに法量計測、また中判カメラ、デジタルカメラ、赤外線デジタルカメラによる撮影をおこなった。像内墨書銘は全図をカメラにおさめることが難しかったため、部分ごとに撮影したが、その書き取りと判読は目視によっておこなった。以下、本像の調査データを記す。

〔形状〕

椅子式の牀座に趺坐する通例の弘法大師像で、胸をはって上体を起こし、顔は正面を向き、視線をやや下方に落とす。頭部は円頂、後頭部下位はわずかに隆起し、首元はなだらかにつくる。鼻は鼻先の丸みが強く、鼻孔をあらわし、口は小さめで唇も薄く、一文字に結ぶ。

右手は強い角度で屈臂して胸前で五鈷杵をとり、左手は膝上におろして数珠をとる。

着衣は、内から覆肩衣、裙、袈裟をまとう。覆肩衣は領を重ね合わせず、ゆるくつきあわせて胸元を大きくひらく。腹部中央に裙を結びとめる紐をのぞかせる。左肩にはまわしかけた袈裟をとめる鉤紐をあらわす。

体幹部の正中線からみて頭部はやや左に傾いている(首の接続による構造的なものカ)。眉はわずかな稜線でうつすらとあらわされ、彩色が落ちた現状では眉の存在を捉えにくい。鼻はそれほど高くなく、鼻先が肉づきのよい団子鼻であり、目が上瞼線をゆるやかに下げ、耳や眉とともに左右非対称であることなどもあつて、理想的に整えられた顔というよりは、現実的に存在するような人間味をもった顔貌である。

〔付属品〕

水晶製数珠、木製五鈷杵(いずれも後補)。沓、水瓶は亡失。

五鈷杵は虫蝕がはげしい。

〔法量〕

単位はすべて、センチメートル。

像高	七五・二	顎下高	五三・五
頂一顎	二三・一	面幅	十二・四
耳張	一九・一	面奥	二一・一
肘張	四六・七	膝張	六三・二
裾張	七〇・二	胸奥	二五・二
腹奥	二九・二	像奥	五三・三
膝高(左)	十五・〇	膝高(右)	十五・三
牀座高	一一・四	幅	九四・五
		奥	六六・八

〔品質構造〕

ヒノキ材 寄木造 玉眼嵌入 本堅地彩色仕上げ

頭部と体部は別材とする。頭部は耳後を通る位置にて前後二材を矧ぐ⁶⁾。面矧ぎして、玉眼を嵌め入れ、首元で体部に差し込んで接合する。

眼は目頭、目尻に薄墨を注し、瞳は中心と外輪を墨、虹彩は薄墨。眉は薄い墨線で毛描きし、唇に淡い朱を注す。彩色は白下地に肉身部は白肉色、衣部は茶褐色(檜皮色)とする。一部、白下地の下層に、布貼り、黒色系漆(本堅地)が認められる。

体幹部は、左右二材を正中矧ぎしたものを前後四列とする。前面の一・二列は正中矧ぎ、三列目は両側各一材を矧ぎ、四列目は正中矧ぎとする。膝前には腹部側に細い横材(左右各二材を正中で矧ぐ)、膝部側は上下に二材を合わせた横材をよせ、裾先の数箇所には小材を接ぐ。左右の体側は、両肩先部、両手前膊袖部など左側部に四材、右側部に三材をよせ、両手は袖内に差し込む。右腰脇は地付き部の三角材が欠失する。

像底に半月型の底板(後補)⁷⁾を嵌めていたが、これを外して像内を確認した。体幹部は内削りをほどこし、膝前部も地付から十一センチメートル程度の深さに粗く削りあげる。体幹部前面材の内削りは刀目をのこした粗い仕上げであるのに対し、後面材は平滑に削りぬいて整え、そこへ墨書銘を記している。また、その中央付近には鏝にて近世期に納入された木製五輪塔が打ちとめられていた。五輪塔の側面にも墨書銘が記されている。

〔保存状態〕

左右腰脇の地付き部小材欠失。左右両袖端地付き部も小材欠失⁸⁾。表面彩色、持物(五鈷杵・数珠)、裾先の一部、脚部の左端底部などの小材

も後補。両脚の中央部には虫蝕が認められる。

〔銘記〕 ※判読が困難な文字は□で表記、推定を（ ）内に示した。

一、本体 像内背部 墨書（図版36・37）

讃岐国仲郡 善福寺 御本願主

弘法大師御形像壹躰

右奉為 金輪聖皇天長地久御願圓滿 公家安穩

武家泰平當國之事留守所在庁郡内郷内庄内安樂

寺院繁昌惣一天風□（穹）四海□（温）泰乃至法界衆生

平等利益也敬白 大願主夏衆僧行慶僧宗円

文保三年己未正月十四日造立始之

大佛師唐橋法印門弟

法眼定祐

小佛師兵部公定弁

銘記は、像内の内刳りした背面部を、平滑に彫り整えたところへ墨書され、筆は一貫しており、制作当初の造像記とみて間違いないと思われる。

〔納入品〕

一、像内納入 木製五輪塔 一基 （図版28・29）

ヒノキ材、高一四・七 幅三・四 奥三・四

〔銘記〕 ※改行は／であらわす。

（正面）

（梵字五字 キヤ、カ、ラ、バ、ア）*権大僧都有盛逆修 善根

*五輪法界真言。東方。

（左側面）

（梵字五字 キヤ、カ、ラ、バ、ア）* 一見 **ヲ** *字五逆消滅

*五輪法界真言。南方。 **大日如来種子。

（背面）

（梵字五字 キヤン、カン、ラン、バン、アン）*佛舍利書物有之

*五輪法界真言。西方。

（右側面）

（梵字五字 キヤク、カク、ラク、バク、アク）* 于時慶長九年甲辰

*五輪法界真言。北方。

三月廿一日敬白

二、木製五輪塔納入文書

紙本墨書、縦三〇・四 横二四・〇

一通（図版38）

〔銘記〕

※判読を確定し難い文字には「カ」を付した。

敬白真言教主大日如来両部界会一切三宝境界而

奉（弥勒菩薩種子）探造弘法大師一躰并三間四面御影堂一字當山中古開山沙門権大

僧都法印有盛令法久住志深而偏威端権現御前カタメ祈諸佛

加被権現御前ヒレフス或時権現有御納受神変奇特顕ワル

誠照不思議一天是故一拝暫所望起叶悉地豈不崇哉不可仰

々々々文爰貴賤上下投金銀珍財事春雨之閏似草木

爰以僧都有盛無比誓願ヲマシテ堂社佛閣建寺塔

造佛像當山一ハカ建立畢如斯留授縁待慈尊成

道春而已

于時慶長九甲辰三月廿一日 當山中古開山沙門法印宥盛(花押)

(不動明王種子)

(釈迦如來種子)

奉供養佛舍利全粒二世安全所

(弥勒菩薩種子)

〇

納入品一は、像内背部中央、墨書銘の上に鏝で打ちとめられていた。

また、納入品一には二が折りたたんで納められていた⁹⁾。五輪塔および納入文書にみる筆跡は同様と認められ、いずれも慶長九年(一六〇四)、空海忌日の三月二十一日に、金光院住職宥盛が記して納めたものと考えられる。なお、納入品一の背面、四字目の梵字「バン」の箇所丸型の切り込みがあり、ここを削り貫いたところへ舍利粒が納められていることがX線透過撮影により確認された(図版29)。

二 考察

像容について

空海の肖像(御影)は、真如親王様といわれる形式であらわされるものが画像彫像ともに多い。真如親王が写したという伝承をもつ高野山御影堂の根本像を知ることができないが、その第三伝とされる大阪金剛寺の画像により、その姿を推し測ることができ¹⁰⁾、やや右を向いて(画面では向かって左へ顔をむける)椅子式の牀座に趺坐し、左手に五鈷杵、右手に数珠をとる姿が確認できる。

彫像も真如親王様の形式でつくられるものが多いが、画像とは異なり正面を向くものが圧倒的に多い。現存最古で、天福元年(一一三三)、四百年遠忌を翌年に控えて制作された東寺西院御影堂像もその筆頭である。形式は画像によりながら、実存的な写実性を可能とし、生きて永久の瞑

想に入ったとする入定信仰を人々に具体的に意識させる姿といえる。

本像も、おおむね着衣方法などは真如親王様に共通する。胸元をひろく開けて覆肩衣を着し、腹部に裙の結び紐をのぞかせ、袈裟は偏袒右肩にまとい、左肩に袈裟をとめる鉤紐をあらわす。また、袈裟は左肩にて懸け留められる部分の下方の端が、左腕外へもたれ、その下にまわされている袈裟(かけ初めの部分)は、下端が右は膝頭にかかって膝下に垂れ込み、左端は膝前に畳まれている。このような左腕にかかる袈裟の処理は、画像・彫像を問わず空海像に共通してみられるものである¹¹⁾。

胸前から左肩にかかる袈裟が上縁を折り返し、その縁端が波うつようにたわむのも、空海像に共通してみられるものだが、本像では、わずかにうねる曲線の表現にとどまる。近い時期のものとして、和歌山遍照寺像や奈良元興寺像と比較してもその違いは明らかである。積極的な形式踏襲の意識はなく、かといって独自の穏やかさの表現を意識したともいい難い。むしろ、袈裟の折り返された部分に刻まれる四条の衣文には絵画的な平板さも感じられ、手本が画像もしくは板彫などの半肉像であった可能性も考えられようか¹²⁾。袈裟上端の折り返し部と、膝前には松葉様の衣文も刻まれるが、やはり絵画の描線のような硬さをぬぐいきれない。全体を通してみても、本像の衣文や衣の動きには誇張的な表現もなにかわりに、メリハリの効いた躍動感も乏しい。動的というよりは静的であり、穏やかにまとめられたとみることもできるが、やはり彫像ではなく画像を範にしたようなおとなしさに思える。

先述のように着衣は通例の大師像に通じているものだが、特異なところもある。着衣の表現は、正面と背面において辻褃の合わないところが見受けられる(図1)。ひとつは、袈裟の下に着した覆肩衣(a)が、両肩と胸を覆って腹部の紐下へおさめられて処理されるが、右の胸元には



図1 弘法大師像 部分

別の布縁があらわれている。肌に直接着した覆肩衣(a)と腹前の紐と裾をまたいで、袈裟の右腹部下にたくし込まれ、その端が再び引き出されて垂れている。図1では仮にこの別布を覆肩衣(b)としたが、一見して袈裟の下に二枚の衣を着すかのようだが、この不可思議な布縁は実は背面へつながることもない。またひとつは、初めに左肩にかけられた袈裟は、その縁線を左胸にみせているが、これが何ゆえか背部中央の大きく弧を描いて覆肩衣のたわみを表現する衣文につながっていく。偏袒右肩として左肩から背面を右脇下へ流れていく袈裟の縁線とはつながっていないのである。像の正面と背面でこうした矛盾が生じるのは、まず仏師自身の理解不足もあるだろう。だが積極的に理解を深めて取り組むというよりは、基にすべき下絵(二次元的なもの)に頼りすぎたためでは

ないだろうか。正面と背面は、個別に見ればあり得る姿で、着衣の矛盾は一見分かりにくく、辻褄の合わない箇所でも、うまく融合させてみせている感もある。全体を通して穏やかな彫り口の衣文が、こうした矛盾を助けているのだろう。

残念ながら、仏師「定祐」「定弁」の詳細は不明である。四国内では「定」を冠する仏師として、まず嘉暦二年(一三三七)二月、金剛頂寺板彫真言八祖像の大仏師法眼定審は、院保に従つての造像が知られており、院派仏師のひとりであることが指摘されている¹³⁾。また、正応四年(一二九二)四月、禅師峯寺金剛力士像の仏師定明があげられるが、前者後者ともに「定祐」「定弁」との関連性は認められない。あるいは地方仏師として「定」の名を冠して活動した一派であるかもしれないが、判断するには史料が乏しい。なお「法眼定祐」は「大仏師唐橋法印門弟」との肩書を付している。「大仏師唐橋法印門弟」で改行し、三字分下げて「法眼定祐」とあるので、「大仏師」は「法眼定祐」にもかかるのだろう。つまり大仏師法眼定祐は、「大仏師唐橋法印」門下であることを自称するわけが、この「大仏師唐橋法印」がいずれの仏師であるのかも管見では知り得ない¹⁴⁾。

伝来について

像内の造立銘記は「讃岐国仲郡善福寺御本願主」で始まるが、これは「弘法大師」にかかる修辞句となり、善福寺本願主の弘法大師とみるべきとされる¹⁵⁾。すなわち善福寺が、弘法大師を本願主とする由緒をもっていたことまでは分かるが、本像が造立されてどこへ安置されたのかまでは特定できないことになる。しかし何ゆえ、善福寺が大師本願寺だという由緒のみを特筆する必要があったのだろうか、奉安先が示されない

のも不審ではある。善福寺の願主である弘法大師の御影像を、やはりその善福寺へ奉安したとみることは無理なのだろうか。銘記の書き振りを今一度確認すると、「讃岐国仲郡」「善福寺」「御本願主」の語句それぞれは間をやや離して記されている(図2)。「讃岐国仲郡善福寺」「善福寺御本願主」と二つの語句を記すところを、「善福寺」の語が重なるのを避けたということはないだろうか。冒頭の一文は「讃岐国仲郡善福寺、当寺御本願主」との意味があり、弘法大師本願の善福寺へその御影像を奉ったと捉えたいが、推測であり、今後の史学、古文書学の検討に委ねたい。

善福寺については古記録にも確認できず、残念ながら具体的なことが分らない。「仲郡」は、那賀、那珂、中とも記し、「倭名類聚抄」は訓を「奈加」とする。仲郡は、北に流れて瀬戸内海へ注ぐ金倉川を中央にひろがり、郡内には智証大師円珍の創建とする金倉寺や、金刀比羅宮が所在する。金刀比羅宮を抱える象頭山(琴平山)やその北の大麻山の麓は早くから発展し、古くから山岳信仰の霊地であったようだ。



図2 像内墨書(部分)

また仲郡に隣接する多度郡も、古より発展し、仲村廃寺や曼荼羅寺など古代建立の寺院が多い。現在も曼荼羅寺のほか、出釈迦寺、甲山寺、そして善通寺と札所寺院が集中する地域である。あるいは仲郡だけでなく多度郡にも視野を広げれば、弘法大師御本願という由緒をもつ寺院として、まずは善通寺があげられるだろう⁽¹⁶⁾。善福寺の所在は、あるいは仲郡だけでなく多度郡へも広げて検討する必要もあるかもしれない。

さて「大願主夏衆僧行慶僧宗円」であるが、一行に記されており「大願主夏衆」はおそらく「僧行慶」「僧宗円」両者にかかるものであろう。いずれの寺院に属する僧かは分からないが、僧官僧位をもたない行慶と宗円に上下関係はないだろう。「夏衆」は寺院によって、夏安居の修行僧をさす場合と、諸堂に勤仕する堂衆などのうち、仏への供花の役割を担った僧をさす場合とがあるようで、身分的な立場も不明とせざるを得ない⁽¹⁷⁾。また兩名は「大願主」であったが、ほか複数の願主もいた可能性もあろう。願文のいう、公家の安穩、武家の泰平、讃岐国、そして留守所も在庁も、郡、郷、庄内いたるところすべての安樂を願うといった内容は、多くの僧俗が願主となっていたからこそとも思える。おそらく本像の造立には在地の多くの僧俗が関わっていたのではないだろうか。当初は、結縁交名を記した納入品などが籠められていたかもしれない。

本像の事情が明らかにたどれるのは、近世期にいたってからである。慶長九年(一六〇四)空海の忌日三月二十一日に木製五輪塔へ納入された文書(図版³⁸)により、象頭山金光院の御影堂本尊として宥盛によって再興開眼されたことがわかる。「奉採造」とあり、現在の表面彩色はこの時に施されたものであろう。また文書の記述では、この時、三間四面の御影堂も建立されたことになっている⁽¹⁸⁾。造立当初の安置寺院が確定できないとしても、近世再興時において仲郡内の象頭山金光院御影堂に

安座されたということは、造立時よりこの仲郡内を出ていないとみることもできるかもしれない。

そして現松尾寺へは、金光院が神仏分離にもなつてその伽藍や各堂舎の機能を変貌させるなかで移されたのであろう。具体的な経緯をたどることはできないが、慶応四年（一八六八）の「金刀比羅宮神仏分離調査」¹⁹には、廃止堂宇として「阿弥陀堂」「観音堂」などの仏堂が掲げられるが「御影堂」についての記述はみられない。しかし、多和神社社人で高松藩皇学寮の教授であった松岡調が、金刀比羅宮に参詣したおりのことを記した『年々日記』²⁰明治二年（一八六九）四月十二日条によると、「護摩堂大師堂など行見に内に八檀一つさへなけれハ」とあり、この時すでに大師堂（御影堂）の外へ移されていた可能性はあるだろう。明治五年六月には、仏像・仏具の処分が始められたといい、八月には多くが焼却されたようであるが、この時に残されたのは伝弘法大師作の聖観音立像²¹と伝智証大師作の不動明王立像のみであったという²²。この頃には現松尾寺へ移座されていたとみて良いのではなからうか。

以上、松尾寺弘法大師坐像の調査概要を報告するとともに、像容と伝来という二つのことについて、粗雑ながら私見を書き連ねてみた。当初の奉安先や、願主および仏師の詳細、また如何なる経緯で金光院御影堂へ迎えられることとなったのかなど、多くは未解明であるが、十四世紀前半にさかのぼる本像は、生地である讃岐における大師信仰のひろがりを見るにも貴重であろう。今後引き続き、新たな史料の確認や仲多度郡域の寺社調査を通じて、これらのことが多少なりとも解明されることを期待したい。また彫刻史ほか中世史などの学究からも、ご批判ご叱正いただきたい。

註

- (1) 平成二十年二月二十九日（金）に下見調査、同年七月七日（月）、八日（火）、十日（木）、十一日（金）の日程で本調査を実施した。調査者は以下のとおりである。なお、所属と肩書きはいずれも当時。

調査作成、撮影	三好 賢子（香川県立ミュージアム）
赤外線カメラ撮影	田井 静明（ 同右 ）
銘文解説	御厨 義道（ 同右 ）
調査補助	川東 芳文（分館 瀬戸内海歴史民俗資料館）
	富士川 仁（分館 同右）
	別役 佳代（香川県立ミュージアム 嘱託職員）
	小野 麻美（ 同右 ）
- (2) 毛利久「伊予仏木寺の弘法大師像」（『仏教芸術』一〇〇号、昭和五十年）
- (3) 三豊市大興寺には、建治二年（一二七六）大仏師法橋佐慶作の天台大師像（香川県指定有形文化財）とほぼ構造が同じで同作とされる弘法大師像が確認されており、松尾寺像より遡る古例とみることができ、現段階で実査にはいたっておらず言及を控えた。『四国八十八箇所を中心とする文化財（香川県）』（文化財保護委員会、昭和四十年）。
- (4) 平成二十年七月三十一日、県政記者室（広聴広報課）にて「県内最古の在銘弘法大師坐像の新発見について」と題してプレス発表をおこなった。
- (5) これまで、本弘法大師像については、「ミュージアム調査速報」として『NEW S 秋号』Vol.1（平成二十年九月）、また企画展示「仏の美 解説シート」（平成二十二年二月）においてその概要を紹介している。
- (6) 首柄底部をみると、頭部前面材はさらに左右二材を短くようである。首柄の径は十二・八センチメートル、矧ぎ位置は、正中ではなく、右から五・二センチメートルの位置。
- (7) タテ九・八、ヨコ二五・二センチメートル。
- (8) 地付面において、膝前材の幅は六十九・五、体部材の幅は六十三・七センチメートルとなっており、袖端垂下部には別材が寄せられていた可能性が高い。よって、体部左右側面下部は後補の彫りなおしもあるか。
- (9) 五輪塔についてはX線透過調査をおこない（X線透過撮影は当館職員高木敬子が実施）、内部に舍利粒と文書らしきものが納入されていることを確認していたが、その後、納入文書が松尾寺御住職により取り出された。

- (10) 濱田隆「弘法大師像の成立と展開」(『密教美術大観 第四巻』朝日新聞社、昭和五十九年)。
- (11) 田邊三郎助「東寺西院御影堂の弘法大師像」(『国華』九一〇号、昭和四十三年)
- (12) 松尾寺像は、右腕を胸前にまげる角度がかなりきつい。和歌山遍照寺像、愛媛仏木寺像、奈良元興寺像も、右腕を比較的きつい角度で曲げているが、レリーフで、正面向きの神護寺像のさらにきつい角度に近い。あるいは正面向きの下絵などを手本に造形したために、画像の遠近表現をそのままうつした結果なのかもしれない。
- (13) 清水真澄「院派仏師の作例と活動」(『特別展 中世の世界に誘う 仏像 院派 仏師の系譜と造像』横浜市歴史博物館、平成七年)
- (14) 田邊三郎助氏より、「唐橋」について、寿永二年(一一八三)の運慶願經書写の法華經奥書にみえる書写場所、京都「唐橋末法住持寺辺」との関連を想起させるという御意見をいただいたが、現段階では検証が充分でなく今後の検討課題としたい。
- (15) 調査後すぐに作成した概要報告書等では、本弘法大師坐像を善福寺のものとしていたが、平成二十一年三月十日の県教育委員会文化財保護審議会において、委員の田中健二氏および根立研介氏より、銘記からそこまでを読み取ることは難しいという御指摘を受けた。
- (16) 寛仁二年(一一〇一八)「讃岐国善通寺司解」(東寺百合文書)に、「件寺為弘法大師御建立」と記され、この頃には空海の本願所として認識されていたことがわかる。
- (17) 大寺院の場合は学侶の下に行人や夏衆などが組織されていたが、地方寺社ではこれらの区別が截然としていなかったともいう。黒田俊雄『日本中世の社会と宗教』(岩波書店、平成二年)。
- (18) 大崎定一は「金刀比羅宮の沿革」において、江戸時代から大正時代までの境内変遷図を所載する(『日本観光文化研究所編集『金毘羅庶民信仰資料集 第一巻』金刀比羅宮社務所、昭和五十七年)。これら境内図の典拠が明らかではないが、御影堂は、天明九年(一七八九)と慶応三年(一八六七)のものに、金光院本堂の上方で、阿弥陀堂と護摩堂の間に位置するのが確認できる。ただし、正保年間(一六四四〜四七)および元禄十七年(一七〇四)の境内図には御影堂がみえていない。宥盛建立の御影堂が一時退転した可能性もあるか。
- (19) 辻善之助、村上專精、鷺尾順敬編『新編・明治維新 神仏分離史料 第九巻
- 中国・四国編』(名著出版、平成十三年)。
- (20) 『年々日記』明治二年 二十二、さぬき市志度多和文庫蔵。
- (21) 現在、金刀比羅宮宝物館に展示される重要文化財 木造十一面観音立像である。「金刀比羅宮神仏分離調査」によると、「仏菩薩の凶像中重なるものは、宝物として存置したる」とあるが、「一般仏像は仏堂廃止と共に一個所に取纏め蔵置」していたものを、明治五年八月四日に焼却したという。前掲註19。
- (22) 『町史』ことひら 3 近世 近代・現代 通史編』(琴平町、平成十四年)。

付記

本弘法大師像の調査および本稿執筆にあたり、松尾寺御住職横山隆也師には甚大な御理解と御協力を頂戴しました。また、平成二十一年三月の香川県有形文化財指定にあたり、京都大学大学院教授根立研介氏には御指導・御助言いただき、とくに像内墨書銘また五輪塔納入文書の解読では、香川大学教授田中健二氏に御教示いただきました。本稿執筆中、仲郡域や像内銘記の解釈について香川県観光振興課洪谷啓一氏に御教示いただきました。ここに記して謝意を表します。

なお本稿は、香川県教育委員会文化財保護審議委員会の審議資料として提供した調査概要報告書(平成二十一年一月記)をもとに加筆改変したものである。

(みよし・まさこ) 当館専門学芸員